

1. 件名：三菱原子燃料(株)の使用前検査及び使用前事業者検査の日程等に係る面談

2. 日時：令和3年9月13日（月） 11時00分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

杉本安全規制管理官（専門検査担当）、大東首席原子力専門検査官、上田企画調整官、早川上席原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官、小野原子力専門検査官、永井検査技術専門職

三菱原子燃料(株)

東海工場長 他7名

5. 要旨

○三菱原子燃料（株）（以下「事業者」という。）より、使用前検査及び原子力規制検査のスケジュール（9月14日～17日、21日～22日及び9月28日～10月1日）並びに検査に対する品質向上と検査体制について、資料に基づき以下の説明があった。

- ・9月14日～17日、9月21日、22日及び9月28日～10月1日の使用前検査並びに9月17日の使用前事業者検査で事業者が実施する検査対象及び検査項目は、配布資料のとおり。
- ・検査中に受けた指摘については、内容に応じCAP活動を行い、必要に応じルールの改善や関係者への周知及びチェック体制の強化を行い、検査の品質向上に向けた取り組みを実施していく。

○原子力規制庁から、下記の事項を伝えた。

- ・現在、設工認の軽微な変更届に基づき、使用前検査実施要領書の改訂を行っている。今週の検査については、当該改訂に該当しない設備・機器に対する検査項目を対象とする。
- ・先週の使用前検査の検査実績は、計画の半数未満であり、未実施分は次週以降への積み残しとなったため、検査計画立案の際は、現実的な検査量を考慮して計画すべき。また、検査記録の修正が多数見られたため、事業者内で事前に内容を精査した上で使用前検査に望んでいただきたい。
- ・先週の使用前事業者検査に対する原子力規制検査において、施工中の設備に対し検査員が検査を実施し、良としていた事案が確認されたことから検査員として必要な力量を有しているのか疑問が残るため、検査員が十分な力量を有していることを説明すること。

- ・次回の面談から、検査官からの指摘に対する事業者としての検討状況、事業所内での当該事項に対する水平展開状況及び当該事項に対する改善内容の反映に係るスケジュールを書面にて示すこと。
- ・次回の面談は、令和3年9月27日（月）11：00より実施する。

○事業者から、了承した旨の回答があった。

6. その他

資料1：使用前検査・使用前確認スケジュール

資料2：検査に対する品質向上と体制強化

以上